

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK18001
H0013
H0131

③施設名等

名称：	歌棄洗心学園
施設長氏名：	岡田英之
定員：	70名
所在地（都道府県）：	北海道
所在地（市町村以下）：	非公開
T E L：	0136-64-5312
U R L：	uta-sensin@purple.plala.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1951/1/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 徳美会
職員数 常勤職員：	33名
職員数 嘱託契約職員：	7名
専門職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（イ）	個別対応職員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（ウ）	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（エ）	看護師
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	基幹的職員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（カ）	心理専門員
上記専門職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	35室
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂・厨房・ディルーム・プレイルーム・浴室・脱衣所・トイレ・洗面所
施設設備の概要（ウ）：	職員室・会議室・園長室・宿直室・
施設設備の概要（エ）：	心理療法室・医務室・静養室

④理念・基本方針

<p>子どもの最善の利益のために全職員が協力して養育に努める。 そのために各職員が目的を共有し関係機関等との連携をはかりながら子どもの支援に努める。</p>

⑤施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・職員が働きやすい勤務体系の確立 ・町内会活動への積極的な参加（清掃活動・環境美化活動等） ・大学・短大・専門学校生に対する奨学金の給付制度 ・施設内におけるグループケア（男女）対応
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/7/17
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/6
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度

⑦総評

<p><評価の高い点></p> <p>1、「進学できる児童養護施設を目指して」</p> <p>職員は、子どもの進路については高校受験を機に、受験する高校や就きたい職業など子どもの希望を聴いて助言をしています。施設の子どもの進学する寿都高校では、進路ガイダンスに力を入れていて、職種と必要な資格、将来性など詳細な情報提供があります。施設では、措置延長制度や奨学金のほか、民間企業の進学支援プログラムなどの生活支援に関する情報を、高校進学と同時期に子どもに伝えています。</p> <p>3年前の2017年から民間の学習塾が施設内で教室を週2回開いて、学齢に関係なく、躰いたところから学んでいます。また、大学へ進学を希望する子どもが増えて公設民営塾に通っています。</p> <p>高校を中途退学した子どもへは、アルバイトで自信をつけさせています。その子どもが再度、進学を希望した際には、措置延長が終わるまでに卒業できるように、高卒認定試験や編入制度、通信制の高校など様々な選択肢を検討して支援しています。</p>

2、「感染症への対応」

感染症への対応は、「危機管理マニュアル」に記載され、項目別に伝染性感染症・感染性胃腸炎・ノロウイルス感染症対応等、其々の原因に応じた対応がフロー図となっていて、看護師を中心に職員に周知しています。

新型コロナウイルス感染防止・対策のため、新たに感染症対策委員会を設置しました。委員会では、生活場面での注意点や活動の制限、予防策・必要品などを決めて周知しています。一日2回の施設内消毒のほか、子どもには朝夕の検温を実施し、手洗い・消毒指導を行っています。さらに、町の外へ出る際には、子ども一人ひとりに携帯消毒液を持参させています。また、新型コロナウイルスの罹患を想定し、防護服を用意し、男女各棟のユニット部分に隔離室を準備しています。

ノロウイルス対策では、処理キットを各棟に準備した上で、実践研修を実施するなど、看護師を中心とした感染対策・研修を積み重ねています。

3、「地域に支えられ、地域を支える施設として」

過疎化が進む地域では、町内会行事は職員と子どもが準備段階から参画して運営しています。小学校の全校生徒の半数が施設入所児童のため、学校行事やPTA行事、町内会の行事との日程を調整して施設の行事計画を立てる等、地域と一体化することで、施設への理解を促し、積極的な地域交流の場としています。子ども達は、お祭りの神輿担ぎや祭りの踊り、町内会の海浜清掃等の地域行事に主役的な存在として参加しています。幼児は、地域の子どもサークルに参加して、就学前の地域交流を図っています。

また、施設では、退所後の自立生活のために、子どもに社会経験の一環としてアルバイトを推奨していますが、地域事業者がその受け皿となっています。雇用先からは貴重な労働力として歓迎されているだけでなく、子どものテスト期間や長期休暇の自宅帰省時には、休みに配慮したり、コロナ感染症の影響化で経営的に厳しくなっても、アルバイト収入が高校卒業後の生活自立資金であることに理解を示してシフトを減らさない等、子どものアルバイトは、地域の理解に支えられています。

施設屋上は、津波からの避難場所に指定され、AEDを含め、消防器具、食料品、ポータブルストーブなどの備品を整備しています。さらに、町が補助金を出して、施設に自家発電装置を設置する予定ともなっています。日常的には、施設の園庭や体育館を地域の子供達に開放し、職員は、近隣高齢者の除雪を担う等、地域における日常的なコミュニケーションを心掛けています。

<質の向上のために求められる点>

1、「理念と基本方針の明文化」

法人は多くの障がい者支援施設を運営しています。ホームページには法人としての理念・基本方針と、事業所の所在等が掲載されています。児童養護施設としての理念・基本方針は事業計画などにも見当たりません。職員は指導目標を定期的に唱和していますが、その文言は理念と基本方針とは異なります。

理念には児童養護施設としての使命や役割を反映させ、これにもとづいた養育・支援の基本方針が明文化する必要があります。まずは、全職員で「歌棄洗心学園」の理念と基本方針が何であるかを明確にすることが望まれます。

2、「中長期ビジョンを計画書に」

施設は「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」を2018年に、後志支庁へ提出しています。計画では、2028年度に地域小規模児童養護施設を1棟増設予定です。ケアニーズの高い子どもに対応でき職員確保と配置には課題があるため検討中です。重要課題として人材育成には、従来からの各種研修への受講に加えてOJT等の充実を目指しています。同時に人材確保として、各種の就職勧誘活動を進め、雇用条件についても見直し検討を図ることにもなっています。

しかし、これとは別に中・長期の計画はないので、具体的にどう進捗するかが不明です。このため単年度計画に中・長期計画から反映していることも読み取れません。中長期ビジョンを実現するためにも中・長期計画の策定が望まれます。

3、「適切なアセスメントと自立支援計画」

自立支援計画は、指導記録・養護日誌を基に、子どもの担当職員が作成していますが、アセスメントには一定の手法はなく、各担当の裁量に任せられています。また、自立支援計画票には、子どもの意向や保護者、学校の意見が記載され、学校からは子どもの成長が報告されていますが、計画票の目標が、長期にわたり同じ目標であり、画一的・抽象的な記述のために、目標の達成度が読み取りにくい計画票も見受けられます。

施設では、子どもと向き合い子どもの気持ちを聴き取る場を定期的に設ける等、日々の支援から、個々の子どもの意向を把握することに努めていますが、子どもの良いところを意識化して記録に残し、成長への気づきを記録する仕組みがないため、指導記録に記載された子どもの課題に焦点化される傾向にあります。

アセスメントとは、子どもの心身の状況や生活状況を把握するものですが、日々の記録から、子どものどのような面を伸ばすか、職員が共通して取り組む必要があります。自立支援計画に子どもの希望やニーズを適切に反映させるためにも、今後は、子どもの良さや成長にも着目したアセスメントを職員間で共有化し、支援目標にどのように取り組むかを子どもと話し合

4、「職員の気づきを共有化したプライバシーマニュアルの作成」

歌棄洗心学園では、基本的に居室は2人部屋ですが、高校生の一部が個室となっています。現在、在園生の約7割が中学生以上となっていて、男性職員は女子棟への立ち入りが禁止され、男子棟の入浴時間帯は女性職員が立ち入らないよう配慮しています。また、居室へは本人の許可を得てから入室することや、個人のものには触れないというルールを設け、職員だけではなく子ども同士の間でも徹底しています。他方、居室は、事故防止が優先されて、廊下から窓ガラスを通して居室が確認できるように、死角を減らした家具の配置となっています。

子どもの事故防止や安全確保は重要な課題であり、優先した取り組みが必要な場合もありますが、プライバシー保護は、子どもの人権尊重の基本でもあります。入所している子どもは、幼児から措置延長の子どもまで幅広い年齢層にわたり、子どもの年齢に応じた配慮も必要となります。手紙等通信や面会時よりも、入浴・排せつ等の支援等、日々の生活場面において、何が子どものプライバシーなのかを意識化することで、子どもに伝えていく必要があります。

改めて、子どものプライバシー保護について職員全体で話し合う機会を設け、日々の支援の中での気づきを共有化し、プライバシーに関する規程・マニュアルとして作成していくことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審にあたり、評価の大項目毎に5グループに分けて設定項目に沿った点検を行い、受審当日も各グループの代表職員に説明を担当してもらいました。担当は役職者に限らなかったため、職員の生の声を聞いていただけたものと思います。

今回、良い評価をいただいた項目は、これからも継続・拡充した対応ができるように取り組みます。また、改善を要するご指摘をいただいた点、特に前回受審以降まだ改善途中である点についてはできるだけ早期に改善し、子ども達への支援・サービスの向上に繋げていきたいと考えております。

コロナ禍の中、感染拡大防止にも十分にご配慮のうえで評価を実施していただき、かつ、貴重なご助言をいただいたことに感謝いたします。

評価結果表（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
法人ホームページに法人の理念・基本方針の掲載はある。同法人の他施設同様に、児童養護施設「歌棄洗心学園」としての掲載はない。職員は指導目標等を定期的に唱和等は行っているが、理念・基本方針とは文言が異なる。理念と基本方針は共通評価基準1番以降に波及する肝要な文言である。施設において明確にし、子ども・保護者・地域への周知が期待される。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
地元との旧来からのつながりから、施設長が主任児童委員を歴任している。町の福祉計画は未策定であるが、地方行政のデータというより、顔の見える関係性から地域ニーズを感じ取っている。法人は障がい福祉事業所を多数運営しており、寿都町における雇用の受け皿にもなっている。児童養護施設として子どもに関するデータ等の情報収集は行っていないが、身近な子どもの状況は地縁を強みとして掴んでいる。施設は道内各地からの子どもを受け入れていることから把握している外的な動向を職員へ周知、共に分析することにも期待したい。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
児童養護施設としての緊喫の課題としては、職員の雇用と人材育成をあげている。求人募集のアイデアを職員会議で全体へ諮ったことがある。大学・福祉専門学校等へ卒業生の就職先として、就職セミナー開催を始め、鋭意努力している。求人や人材育成に関しても、具体的な中長期及び単年度の計画として作成することが期待される。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」を2018年に、後志支庁へ提出している。2028年度に地域小規模児童養護施設を1棟増設予定である。ケアニーズの高い子どもに対応でき職員確保と配置には課題があるため検討中である。重要課題として人材育成には、従来からの各種研修への受講に加えてOJT等の充実に努めている。同時に人材確保として、各種の就職勧誘活動を進め、雇用条件についても見直し検討を図っている。別途の中・長期の計画はないので、本計画の詳細を具体的に作成することが望まれる。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」には、国の指針として小規模化、多機能化の他、里親支援や一時保護受け入れ、養子縁組支援など幅広く要請される事業の記載がある。施設として実施可能な地域小規模児童養護施設の増設と人材確保と育成にも言及している。しかし、計画としては具体的な作りとはなっていない。このため、単年度の事業計画への反映には乏しく、通年に必須となる事業方針に沿った年度の重点目標と指導方針の記載に留まっている。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
単年度の事業計画にある年間行事や日課に伴う指導に関しては、月次の会議で見直し等が行われている。計画の目標数値などの設定がないので、進捗・見直し等の確認の方法が定かではない。「日課に伴う指導の内容」が単年度計画の主なものであれば、その内容の各項目（起床・洗面・掃除・登校指導・自由時間・お手伝い・クラブ活動・掃除・学習・反省会・就寝・入浴）の支援の達成具合を振り返ることが必要である。指導の目標や方針に適っているのかを議論して、具体的に次年度へつなげることが期待される。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
子どもへは主に行事等を広報誌「潮風」（年4回発行）を通して周知しており、保護者には郵送している。「事業計画」として、子ども・保護者や地域向けの作成はない。事業計画の内容とは、子どもや保護者、地域等に施設の運営の理解を促すものである。周知しやすい、わかりやすい内容への工夫を期待したい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
第三者評価の定期的な受審と毎年度の自己評価が行われている。男子棟、女子棟、庶務の3つのチームで作業されたが、具体的な改善策に結びついたPDCAとなっていない。苦情箱に関しては、子どもの意見・要望が多く投書されており、その対応には支援の質向上に向けた姿勢がうかがわれる。本項目は、第三者評価の活用を主にみることもあるので、現場職員の「気づき」を単年度の計画に載せることが期待される。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
前回の評価で課題となった施設長不在時の権限委任については、副施設長が配置された。評価結果は、パソコンの閲覧フォルダで全職員が共有している。課題を認識はしているものの、個々の職員ではその場、その状況に応じた支援は行えるが、継続した課題への対応としては十分ではない。年々変容する子どものニーズに支援の質が伴うように、組織的な仕組は必要である。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、現場職員を信頼して子どもの具体的な支援を任せている。施設が所在する地域との関係を重んじて行事等で表に立っている。また、職員に問いかけることで支援の現状を把握し、前施設長が推進してきた「進学できる施設」等様々なことを引き継いでいる。副施設長を配置し、施設のよりよい運営を後方支援している。前施設長が小規模児童養護施設の宿直管理を担っていることから、現施設長のリーダーシップと職員との信頼関係がうかがえる。これをもって、組織力の向上を図る礎となることにも期待したい。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、全国と北海道の児童養護施設協議会の他、社会的養護を伴う児童福祉施設長研修会等に出席、児童養護施設に必要な法令遵守に関する知識の習得と職員への周知に務めている。「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」には通告者の保護が記載されている。しかし、職員への周知は乏しく理解には至っていない。公益通報相談窓口の設置を法人と協働して進めることにも期待したい。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
養育・支援の向上のために、施設内だけではなく、近隣地域で子どもが社会を学べるように働きかけている。近年では、子どものアルバイト先が新聞配達だけだったところが、コンビニやガソリンスタンド、夏場であれば水産加工場などに増えた。また、子どもの退所後の生活を見据えて、進学先や奨学金の情報提供を行い、子どもと職員双方が希望を持てる施設へと導いている。尚、体制としては職員個々の力量に任される点も見られるので組織力の向上を図ることに期待したい。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
副施設長を配し、これまでに培った支援のノウハウや体制の強化に努めている。現場職員に現状を率直に尋ねて全体の指揮を各リーダーに委ねている。福祉行政での職歴と現在の支援力を活かして、高学年児童も積極的に受け入れている。今後更に、施設の理念・基本方針を具体化する質の高い養育・支援を実現するためには、元となる理念・基本方針の文言を職員と共に確認するリーダーシップにも期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
例年、各専門学校や道社協が主催する職場説明会へ参加したり、インターネットのサイト等を活用して採用活動等をしている。今回は、ZOOMを活用して、職員の出身高校のゼミナール担当を通して、後輩に向けた施設のPRをした。施設のPRとしては、子どもの受け持ちが複数の職員による担当制であることや、担当者が不在の場合には、フォローの体制があること、シフト勤務を明確にしているため、職員が長時間勤務となるのを防いでいること等、具体的にPRできたことが大きい。後輩も、面談相手が出身校の先輩のためスムーズに質問できる利点があった。人材の確保は、施設の重要課題である。ホームページを拡充させ、施設の特徴等を効果的にPRする等、法人全体で取り組むことに期待したい。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
人事考課により職員の自己評価まではおこなったが、これに基づいて実施される予定の施設長による定期個別職員面談は、シフトの関係もあり、十分な時間を取ることができず、想定通りの効果に結びつくまでに至っていない。人事評価を活かすためにも、面談を充実させ、職務に関する成果を共有して、把握した職員の意向や意見に基づき、改善策につなげることに期待したい。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
育児休暇を取得しやすい職場環境から、結婚・出産しても離職せず働き続ける例が多い。育休明けに、保育所に入所できない場合は、施設内で保育できる環境にある。子どもを複数担当制にして、担当職員が不在の場合には、フォローの体制がある。また、社会保険労務士による、パワーハラスメント等の研修を受けて、職場環境・働き方等を改善している。時間外労働の状況把握をし、シフト勤務体制を明確にして、職員が長時間勤務となるのを防いでいる。有給取得の一覧があり、希望休への配慮もあるが、中間管理職が、そのカバーをしている偏りはある。年に2回、ストレスチェックを実施して、看護師が取りまとめているが、その結果を受けて改善策に繋げる仕組みではない。人材の確保や定着率は、施設の大きな課題であり、一層の職場環境の改善に期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
人事評価での自己評価を基に、個別に面接を実施して職員一人ひとりの目標管理を明確にし、組織的に個々の職員育成に向けてすすめる方向性は定まっているが、全職員との個別面談がなかなか進まない現状がある。「期待する職員像」から、施設の目標や方針を明確にして、職員とのコミュニケーションのもとで職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が行われることに期待したい。		

	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「歌棄洗心学園研修事業実施要綱」が定められ、研修委員が、年間の教育・研修計画が策定している。基本的に、北海道養護施設協議会等の階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等、年度当初に予定された外部研修を基に、指導的な立場の職員を優先しながらも、外部研修には多くの職員が参加出来るように計画している。今後は、施設の年度目標や重点課題に即して、必要とされる専門技術を強化する等、定期的に研修内容を見直すことに期待したい。		
	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「歌棄洗心学園研修事業実施要綱」に則り、施設内外の研修が計画されている。管理職は、北海道養護施設協議会等が計画する必要と思われる研修を選び、基本的に全職員が、階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等の外部研修に参加できるように計画している。参加後には、必ず、内部研修として報告研修会が行われている。今年度は、ZOOM研修も実施した。今後は、職員一人ひとりのスキルに合わせて、職員が自発的に研修意欲を持つことを目標とする意向を示している。外部研修を効果的に活かし、具体的な支援に活かすためにもためにも、職員一人ひとりの研修内容の理解度を把握し、OJTとスーパービジョン体制を強化して、組織の向上につながる実効性のある研修計画を作成し、実施することに期待したい。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【判断した理由・特記事項等】 「実習生の心構え」をマニュアルとして。実習生の多くは、児童養護施設に対する関心を抱いているというよりは、施設実習が単位取得の一環となっている学生のため、児童養護施設と子どもたちへの理解を深められるように、基本的な知識や情報を伝えることから取り組んでいる。今後は、児童養護施設が求められる専門性と、社会的な理解を促すためにも、実習生の研修・育成について「実習生の心構え」の見直しをすすめる意向を示しており、期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	評価結果	
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 法人のホームページにおいて予算・決算が公開されている。施設のホームページは作成されているが、法人の他の施設のホームページが未作成のため、法人本部の方針で公開されていない。施設の理念や基本方針、運営や活動に関する情報を、適切に公開することは、社会福祉法人として求められている。入所している子どもは北海道内の広域にわたることからも、情報を適切に公開・発信するホームページの公開に期待したい。		
	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】 法人監事による内部監査、さらに公認会計士事務所と契約をして4半期毎に外部監査を実施している。社会福祉法人制度改革により、組織のガバナンス強化や、運営の透明性の確保が求められている。今後は、ホームページの公開とともに、職員に対して、事務、経理、取引に関するルールや、職務の権限・責任についての周知にも期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	評価結果	
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 施設の子どもが地域と交流しやすいように、施設の園庭や体育館を開放している。小学校の全校生徒の半数が施設入所児童のため、施設での行事は、事前に学校行事やPTA行事、町内会の行事との日程の調整をして、地域交流の場としている。町内会行事には、職員も参画し、子どもは、お祭りの神輿担ぎや祭りの踊り、町内会の海浜清掃等の地域行事に主役的な存在として参加している。また、幼児は、地域の子どもサークルに参加している。高校生となって地域でアルバイトをする場合には、雇用先が子どものテスト期間や長期休暇等を考慮してくれたり、コロナ感染症の影響化であっても、アルバイトの目的が、高校卒業後の生活自立資金であることを理解して、シフトを減らさないように配慮してくれる等、地域に支えられている。職員は、近隣高齢者の除雪を担う等、地域における日常的なコミュニケーションを心掛けている。		

	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>ボランティア等の受け入れとしては、地元企業が主催する小学生向けの料理教室を実施したり、外国留学生の施設訪問を受け入れてきた経緯がある。施設がイベントとしてボランティアを受け入れる場合には、地域に開放し交流の場ともしている。また、小学校が地域交流の役割を担うコミュニティスクールとなっているため、学校が開催するPTA等の交流行事や町が主催する学生ボランティアを招聘する行事を共同しておこなっている。学校や地域と一体化している行事が多いため、施設として主体的にボランティアを受け入れる体制は充分とはいえない。今後は、積極的な社会資源の活用のためにも、施設としてボランティア受け入れの基本姿勢の明文化や、受入れの体制の整備が望ましい。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>女子棟、男子棟等の事務室には、施設所在地域と個々の子どもに必要な関係機関等を一覧表にして掲示している。子どもは、町内会の行事等を通して地域住民と触れあっている。近隣にアルバイト先を確保して、子どもの社会経験を強化している。小・中学校とは年2回以上、高等学校とは年1回以上の定例連絡会議を開催し、情報を共有し、さらに、ケースに応じて連絡会議を開いている。学校からは、随時、授業参観に応じることを提示されている。教師の転入・転出には、必ず顔合わせ、挨拶を交わす慣例が定着していることから、声をかけやすい関係づくりができており、学校との連携は密である。自立支援計画にも、学校からのコメントが反映されている。北海道各振興局の児童相談所とは、今後は一層の連携を望む意向が示されている。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>施設長は、民生委員・主任児童委員に就任し、民生委員協議会などを通じて地域の福祉ニーズ把握に努めている。町内会活動には、子どもが主役的な存在として参加するため、地域住民とともに、子ども、職員が町内会行事と一緒に参画して運営することで、日頃より地域のニーズの把握をしている。今後は、法人全体で情報を共有することで、各施設の専門性や特性に応じた福祉ニーズの把握に期待したい。</p>		
	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>法人としては、同一法人の障がい者施設のグループホーム利用者が、地域の高齢者の除雪をしている。施設は、津波災害時の避難場所にも指定されているため、災害を想定して町と協議している。里親支援専門員が配置されて、家庭生活体験事業として、子どもの側は一般家庭の生活体験をし、受入れ家庭は里親を疑似体験する事業が、6年ほど続いている。地域の福祉ニーズに基づく活動は、社会福祉法人に求められている。今後は、地域で歴史のある社会福祉法人の強みを活かし、より積極的に福祉ニーズに取り組むことに期待したい。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	評価結果	
	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>子どもの権利擁護については、令和2年度の事業計画では、児童養護施設運営指針の基本的な考えに基づく方針が記載されている。全国児童養護施設協議会の「人権擁護のためのチェックリスト」を毎年、全職員が実施している。職員会議では、他施設での権利侵害例の報告や、子どもの権利に関わる外部研修の伝達研修が行われている。また子どもには「子どもの権利ノート」を入所時に説明し、デイルームでの閲覧を可能としている。職員が子どもの権利についての理解を深め、更なる質の向上を目指した養育や支援を実践するためには、子どもの尊重や人権への配慮が反映された歌棄洗心学園独自の理念や基本方針の策定が期待される。同時に、職員の意見を反映した養育・支援のマニュアルの作成が待たれる。</p>		

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	c
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>2021（令和3）年現在、在園生の約7割が中学生以上となっている。相部屋は子どもの相性を考慮した部屋割りを実施しており、一人部屋はごく一部となっている。男女の各棟には3カ所ずつの浴室があり、高学年は一人入浴も可能となっている。女子棟には男性職員の立ち入りは禁止され、男子棟の入浴時間帯は女性職員が立ち入らないよう配慮している。職員をはじめ子ども間にも、本人の許可を得てから入室、個人のものには触れないというルールはある。しかし他方、居室は事故防止が優先されて、廊下から窓ガラスを通して居室内が確認できるように、死角を減らした家具の配置となっている。子どもの事故防止や安全確保は、重要な課題であるが、プライバシー保護は、子どもの人権尊重の基本でもある。改めて、職員全体で、子どものプライバシー保護について話し合う機会を設け、日々の支援の中での気づきを共有化し、プライバシーに関する規程・マニュアルとして作成していくことが望まれる。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>施設を紹介するリーフレットには、施設の方針、概要、日課や行事のほか、施設内外の写真が掲載されており、1, 2年ごとに内容を更新している。リーフレットのほか、潮風（学園だより）などの定期刊行物を道内各地の児童相談所に置いている。児童相談所や学校関係者の見学には随時応じている。新たに施設単独のホームページを作成して公開を法人に一任している。入所している子どもの居住地は広域にわたっているため、情報提供の一つとしてホームページの公開が期待される。</p>	
② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>入所開始時には子どもに、小冊子「歌棄洗心学園の一日」で施設の生活やルールについて説明している。入所後も自立支援計画策定時に再度の説明をすることがある。ひらがな記載の「歌棄洗心学園の一日」は用意されているが、低学年や配慮の必要な保護者向けの文章表現にも期待したい。入所時に使用する説明として使用している「歌棄洗心学園の一日」には、自己決定や権利擁護の視点からも、相談や苦情申し出の方法、意見・要望の手段についても記載し、説明が統一されることが期待される。</p>	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>「措置変更引き継ぎ書」で移行先に子どもの状況を伝えている。家庭への移行は高校受験が機となるケースが多く、子どもと保護者の意向を踏まえ、関係機関と十分な連携の下、自宅近くの高校へ進学して家庭復帰している。児童相談所・学校・施設による連絡協議会では、日頃から子どもの状態・家庭環境の変化を共有しており、移行時にも連携が図られる。アフターケア担当職員を2名配置し、定期的な電話連絡や必要時には居住先を訪問している。また、遠方へ移行した子どもには自立支援コーディネーターの協力を得ている。しかし、退所した子どもから受けた相談が職員個人の裁量に留まることもある。退所後の支援の継続性が施設として担保されることが期待される。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
評価結果	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>子どもの満足度調査は、食事、日用品に関するアンケートがあり、それぞれ定期的実施されている。日用品アンケートでは共同購入する洗剤などを、要望の多かった順に数種類購入している。毎月の潮風会（子ども会）は、ダイルームごとの意見のまとめや行事活動、クラブ活動と多岐にわたり、職員も同席しアドバイスしている。潮風会での意見等は職員会議に報告され、結果は潮風会、掲示板等で伝えられている。子どもの満足度は、居室の担当職員が子ども一人ひとりの声や考えを聞き取られている。毎月のケース会議でそれぞれの子どもの声や意見が、詳細に報告されている。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

c

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決にあたっては苦情解決委員会、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置している。子どもと保護者には「苦情申し出窓口」の掲示と配布により第三者委員の連絡先を周知している。苦情申し出があった際には都度委員会を開催し、迅速な解決に努めている。しかし、苦情解決委員会の要綱はあるが、苦情解決に関する規程がないため、担当者・責任者の役割や解決までの手順等が明確となっていない。苦情報告書は「事故・ヒヤリ・気づき」と併用されており、解決に至るプロセスが十分に把握できない。また、第三者委員には中立・公正な判断が求められるため、同法人の理事の就任は望ましくない。また、女兒が相談しやすいこととジェンダーにも配慮できる女性委員の就任が期待される。さらに、苦情解決状況の公開も望まれる。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【判断した理由・特記事項等】

子どもの相談や意見を述べる環境として、相談窓口のほか意見箱、アンケート、潮風会（子ども会）などがある。職員は子どもの声に耳を傾け、子どもの性格に合わせて直接意見を聴いたり、日常会話の中から思いを受けとめてケース会議で報告されている。相談室は2部屋用意し、自らの意見を表出するのが難しい子どもへの配慮として、その子どもが相談しやすい職員が声掛けをしている。子どもへの周知として、入所時のしおりがあるが、十分に子どもに伝わるためには、相談内容の秘密保持についても記載と言及が期待される。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

ここ2、3年でスマートフォン所持・Wi-Fi設置への要望が増加したため、2020（令和2）年度「スマホ・Wi-Fi検討委員会」を立ち上げて、携帯電話会社や料金、他の児童養護施設での課題など情報を収集している。子どもには、検討委員会の設置や対応に時間がかかる事を伝えている。意見箱は月に2回、施設長により開封され、直後の職員会議で対応を決めている。匿名者の意見は掲示板に回答を掲載、記名があるものは直接本人に伝えている。意見箱開封からおよそ1カ月での回答となるため、より迅速な対応が期待される。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

施設の「危機管理マニュアル」には施設内外の事故、安全対策、服薬関係、感染症、火災・地震等への対応が記載されている。地域性から海水浴・海難事故の項目もある。毎月「危険箇所点検表」を基に、施設内、屋上、体育館、園庭の遊具の安全を確認しているほか、非常口を中心に4カ所の防犯カメラを設置して主に外部からの侵入を防いでいる。2019（令和元）年にはリスクマネジメント研修、寿都警察署による防犯対策研修を実施している。ヒヤリハットと事故の区別は明確となっておらず、報告書は併用している。子どもの安心安全を図るためには迅速な事故対応は勿論のこと、事故を未然に防ぐ手段としてヒヤリハットの収集・要因分析が不可欠となる。積極的なヒヤリハットの収集と分析が期待される。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

感染症への対応は、「危機管理マニュアル」に記載されている。新型コロナウイルス感染防止・対策のため、新たに感染症対策委員会を設置した。委員会では、生活場面での注意点や活動の制限、予防策・必需品などを決定している。一日2回の施設内消毒のほか、子どもには朝夕の検温を実施し、手洗い・消毒指導を行っている。また町外へ外出する際には携帯消毒液を持参させている。新型コロナの感染を想定し、防護服や男女各棟のユニット部分に隔離室を準備している。ノロウイルス対策では、処理キットを各棟に準備して実践研修を実施するなど、看護師を中心とした感染対策・研修を積み重ねている。

	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
寿都町内全域と施設の所在する歌棄地域のハザードマップを基に、災害の危険性を把握し「災害対策マニュアル」が策定されている。毎月の火災・地震想定自主避難訓練では振り返りも行い、2021年1月には職員の連絡網訓練が実施されている。備蓄品は、食料、水、LEDランタン、投光器などが一覧表になり管理されている。自家発電は自治体の補助事業で、来年度に設置が決まった。非常食は約6日分の備蓄があるが、献立は作成していない。日常生活の中で、保存食の消費期限や必要量の確認、使用手順を体験するのも災害対策となる。備蓄品のローリングストックのほか、発電機の稼働や投光器の取扱についても定期的に確認することが期待される。		

2 養育・支援の質の確保

	(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	評価結果
	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
「危機管理マニュアル」に、学校・地域での事故への対応に始まり個人情報までの15項目の対策などが作成されている。他に法人共通の「非常災害対策マニュアル」と児童養護施設として「被措置児童等虐待対応マニュアル」も整備している。日常生活では日課である「歌棄洗心学園の一日」を基本に職員が支援に動いている。子どもへの具体的な支援が施設として担保されて実行されているかの確認までには至っていない。プライバシーも含めた権利擁護の視点で優先順位の高い養育・支援に関する標準的な実施方法を文書化する必要を職員は感じている。支援スキルの、全体的な底上げのためにも、男女各棟で実際に支援に係る職員同士での検討によるマニュアルの作成が期待される。		
	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
標準的な実施方法の見直しは会議の席で随時行っている。但し、各マニュアルの策定年月日、更新時期の足跡がないので記入が期待される。マニュアルには、随時の改定と定期的見直しの両面が必要である。自立支援計画と子どもからの要望の反映の確認にもなるので、今後の見直しに期待したい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
自立支援計画には、子どもの意向や保護者、学校の意見が記載され、学校からは子どもの成長が報告されている。自立支援計画は、指導記録 養護日誌を基に子どもの担当職員が計画を立てているが、アセスメントに一定の取り決めはなく、各担当の裁量に任せられる部分が多い。そのため、子どもの良いところを意識化して記録に残したり、成長への気付きを記録する仕組みがなく、指導記録は、課題に焦点化されている。今後は、子どもの良さや成長に着目したアセスメントを職員間で共有化し、支援目標にどのように取り組むかを子どもと話し合い、目標に対する達成度を確認し合う実効性のある自立支援計画の作成に期待したい。		
	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
児童相談所の提出時期に合わせて、年に2回、自立支援計画の見直しをしている。自立支援計画の見直しについては、ケース会議に図っている。自立支援計画の緊急時の見直しは整備されていない。計画の作成は、担当職員の裁量に任せられている面があり、アセスメントの共有化が不十分なために、何をどのように見直すかの着眼点も共有化されていない。職員は、日常の中で、子どもの意向や学校の意向など、丁寧に聞き取り把握していることから、子どもの長所を伸ばす視点を意識化して、計画の評価・見直しをすることに期待したい。		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>子どもの養育・支援の実施状況は、「フェイスシート」「自立支援計画」「養護記録」「指導記録」「通院記録」などで、一人ひとりの子どもについて記録されている。記録はパソコン内のフォルダに保管され、職種により共有する範囲が定められている。関係職員は出勤時にフォルダ内の記録を確認して情報共有に努めている。「養護記録」は日課に沿った子どもの行動、「指導記録」には問題行動に関する対応が記載されているが、毎月のケース会議で報告されている職員が丁寧に聞き取った子どもの声や意見は個別支援計画には十分に反映していない。日々の記録は自立支援計画の策定の基となるため、子どもの長所を伸ばす観点から日常生活の様子を記録されることが期待される。また、「個人情報保護法」により本人・保護者から情報開示に応える場合もあることから、子どもの敬称や文章表現は、記録する職員で差が生じないように、記録要領の作成や指導が期待される。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>子どもに関する記録の管理体制として法人の「個人情報保護規程」、施設独自の「個人情報取扱業務概要説明書」が策定されている。記録の保管・管理については、法人の「文書管理規程」で各文書・データの保存期間や破棄を定めている。また、危機管理マニュアルは個人情報提供先への姿勢や、USBメモリの持ち出し禁止が補足として記載されている。毎年発行している卒業文集は、卒園生など学園外部に渡すものは子どもの写真をイラストに変更している。法人の「個人情報保護規程」では個人情報の開示について、本人からの請求に限定している。子どもの施設では保護者からの請求に対しても対応が必要となるため、具体的な体制を期待したい。</p>		

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>職員は、子どもの権利を学ぶために、毎年継続的に民間団体の「子ども支援・暴力防止プログラム」による研修を受講して、「被措置児童虐待（施設内虐待）ゼロへの誓い」に署名・押印して理事長に提出している。デイルームには、「子どもの権利ノート」の冊子が置かれている。子どもの思想・信教の自由に配慮している。今後は、外部研修を日々の支援に活かすためにも、権利について職員間で学び合い、具体的な生活場面で、権利擁護に基づく養育・支援が実施されているかを常に見直し、支援方法を検討することが望ましい。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>子どもの権利については、幼児を含む入所児童の全員が、民間団体の「子ども支援・暴力防止プログラム」による学習会を受講し、学んでいる。デイルームには、「子どもの権利ノート」を掲示し、子どもが自由に見られるようにはしているが、権利ノートを活用していない。職員は、月に1回、子どもとの面談を設けているが、権利は、大人と子どもが学び合うことで、日常生活の具体的な場面を通して気づくことが重要であり、年齢に配慮した説明や能力に応じた助言が必要となる。外部研修からの学びを活かすためにも、日々の養育・支援を通して、子どもの理解度を把握し、子ども同士が学び合う機会を提供することで、自己や他者の権利を深めることに期待したい。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>入所後は、学園や学校の行事等で写真・動画撮影を行い成長の記録として残して、子どもの要望に応じて渡している。子どもに生き立ちを伝えることの難しさに苦慮しているが、伝える場合には担当職員間の話し合いだけではなくケース会議や児童相談所とも相談しつつすすめている。子どもの年齢や発達状況、伝えるタイミングや、何をどのように伝えるか等は、慎重に配慮する必要があるが、子どもが自己形成をしていく過程において、自分自身の出生や生き立ちを受け止めることは重要性である。今後は、信頼する職員と一緒に、子どもが生き立ちを整理し、肯定的に受け止められるような振り返りに期待したい。</p>		

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

毎年度4月には、全職員が理事長に対して「被措置児童虐待（施設内虐待）ゼロへの誓い」を提出している。「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」があり、不適切なかかわりの定義から虐待の種別、防止とその対応、子どもの意思表示の仕組みの一覧等が明記されている。職員には、就業規則や虐待防止研修等で、通告義務やそれに伴う不利益扱いの禁止を周知している。子どもに対しては、児童相談所に苦情や相談ができることを伝えて、連絡先を教えている。「施設内虐待の防止」は、子どもからのサインを見逃さないようにして、施設全体で取り組む必須の最重要課題である。職員に対しては、対応マニュアルを活用を強化し、子どもに対しても、子ども会（潮風会）を利用して、具体的な事例を通し制度を説明する等、より理解を促すことに期待したい。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

職員は、月に1度、子どもとの個別面談を通して、子どもの気持ちを聴き取るようにしている。意見箱を置いて、要望を受けている。子ども会（潮風会）があり、誕生会やクリスマス会等の行事プログラムには、子どもが主体となっていて、職員がサポートしている。自分から意思を表明することが苦手な子どもに対しては、相談しやすい職員が声掛けをしている。また、ダイルーム単位（年齢・性別）で、マンガ本の購入やゲームの時間帯、体育館の利用のルール変更等の要望をまとめた。Wi-Fiについては、子どもの要求が高く、2020（令和2）年度から職員による検討委員会を設置し、使い方・ネット環境等どうするかを話し合っている。スマホは現在、高校3年生から所持を認めているが、2021（令和3）年度からは高校2年生も視野に入れて検討している。金銭管理については、小遣い帳をつけることで体験させているが、リービングケアの観点からも難しさを感じている。また、集団のルールが優先される場合も多く、子どもは職員からの指示を待つ面がある。今後は、自分たちの生活について、子どもが主体的に取り組むことに期待したい。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

施設では、入所の子どもの施設の情報を提供することは、児童相談所の役割と考えている。そのため、入所前の子どもとの面会については実施していないが、例外的に、施設間の措置変更の場合にのみ、事前に児童相談所に子どもとの面会に行った。施設内では、受け入れのために、入所の2、3日前に各居室の子どもに紹介して、入所日には「生活日課」を用いた担当職員との面談や、食堂での自己紹介など、スムーズに施設に溶け込めるようにしている。また、日課は、日々の生活を通して、職員からだけではなく、友人間で教え合える関係づくりをしている。職員は、安定した生活をするために、子どもの話を傾聴することを心掛け、自分が受け入れられたことを実感できるようにしている。家庭復帰等の退所時には、施設での様子や、通院の記録、服薬状況をまとめたものを書面にしていく。但し、家庭復帰後も、保護者や子どもに対する支援が求められているため、アフターケア担当職員や、家庭支援専門相談員の役割を明確にして、退所後の支援体制を強化することに期待したい。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

リービングケア担当の職員を配置し、高校3年となつてから、実生活での公共料金などの明細を出して、具体的に、子どもに社会での生活を想定した練習をしている。また、ATMでの練習をしたり、ゴミ出しを分別処理している。洗濯は中学生から自力でおこなっている。但し、職員の指示のない日々を経験できないことに課題があり、アルバイトを積極的に促して、社会経験を積むことで退所後の生活を実感させている。進学希望者には、措置延長をして支援している。また、児童相談所と連携をして、発達障がいがある子どもの就職後を措置延長している。アフター担当職員が2名配置され、担当職員と連携を取って退所後の支援をしている。措置延長後は、自立支援コーディネーターに引継いでいる。退所後は、早期の離職の課題など、アフターケアからみえてくるリービングケアの必要性を実感する場面も多い。退所後の支援は、施設に業務として求められている。リービングケアとアフターケアを連動させて、子どもにとって何が必要かを洗い出し、職員が共通して取り組めるようにリービングケアとアフターケアのマニュアルを作成して、子どもにとってより安心できる支援に期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	評価結果
<p>① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 子どもが在園している帰園してからの午後9時頃までは、居室やデイルームに職員の配置を手厚くし、日常会話を通じて子どもの気持ちを受け止めるようにしている。月に1度は、定例の個人面談がある。また、新たに入所した子どもの情報は、月の会議で担当職員がフェイスシートを作成して、厨房の職員も含めた職員全体に周知し、共有している。子どもが表出する感情や言動を受け止めることは、支援の基本であり、子どもに対する理解が、支援方法の見直しや支援のスキルアップにつなげるように期待したい。</p>	b
<p>② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 幼児担当は24時間体制を組み、愛着関係の形成を重要視している。プラスの言葉かけを意識化し、遊びを通して、楽しくリラックスできる時間を大切にしている。個々の子どもの基本的欲求は異なるため、仮に、年齢に合わない行為があっても、背景となる理由を理解して見守り、周囲の子どもに対しても、状況の理解を促している。外出届などの許可は、子どもの状況に合わせて、担当職員へ任せられている。このように、個々の子どもの状況に応じて、担当職員が生活ルールに一定の裁量権を持ちながら、同時に子ども集団への働きかけをしている。生活ルールは、秩序ある範囲で、子どもの意思を尊重し、個々の状況に応じて柔軟に対応することが望ましい。子どもとともに日常生活を見直し、生活ルールを一緒に考えることに期待したい。</p>	b
<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 子どもが高校を中退した場合であっても、単に失敗体験とせず、将来に向けたリカバリ体験となるように見守り励まして、子どもが、より積極的に将来を考える契機とした。子どもは、中退後、アルバイト就労をする中で社会の現実に向かい合い、高卒認定試験で単位を取得して、さらに通信制高校に編入して卒業を目指している。また、見守りの体制は、業務に合わせて勤務シフトを工夫する等、職員の配置を意識しているが、指示や制止をして過干渉に傾くこともある。集団生活上のルールを優先せざるを得ない実情もあるが、子どもが主体的に考え判断をする力をつけることは、自立の基本であり、職員全体で、子どもの見守りの仕組みをつくることに期待したい。</p>	b
<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 子どもは、入所前の不登校や家庭環境により、基礎学力が低下している場合が多い。施設内の会議室で、週に2回、民間の学習塾が開設されている。子どもは、学ぶことで学力を身に付け、高校進学等の自信につなげている。また、高校卒業後に進学を希望する子どもも多く、寿都町が運営する公設民営塾に通い、町からの補助も受けている。施設では、高校1年頃から、進学のための措置延長や奨学金、様々な進学制度の活用方法の情報を提供している。専門学校へ進学して資格取得を目指している子どももいる。地元には幼稚園がなく、幼児には園内で「保育計画」を作成して、異年齢での一斉保育と自由保育を実施している。また、町が主催する「子育てサークル」には随時参加し、地域の子どもと交流している。子どもの遊びの環境としては、周囲の自然環境を活かした行事や、体育館の開放、デイルームに図書を購入している。高年齢になると、ネット・ゲームに関心が高く、スマホ・Wi-Fiについては、2020（令和2）年度から検討委員会を設置し、使い方・ネット環境等を含めて、検討を開始しているため、今後に期待したい。</p>	b
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 リービングケア担当職員が配置され、高校3年生から社会に出た時を想定して、役場での書類の取り方や、ATMの使い方を教えている。また、アルバイトを推奨して、社会性と金銭管理を習得する機会としている。生活ルールは、「洗心学園の一日」を基に説明している。洗濯は、中学生から自分で行き、施設内の掃除や部屋の掃除など、身の回りの整理整頓は、職員と一緒に、日曜日に時間を取って習慣づけをし、子どもの発達の特性に合わせて、職員が手伝っている。挨拶は、職員から発信することを心掛け、自然に子どもが挨拶を身に付けられるように促している。町内会行事には、積極的に参加をし、地域住民と交流する中で社会経験を積んでいる。ルール違反には、罰則があり、施設の掃除などの奉仕活動があるが、職員は、子どもの振り返りの機会と捉えて奉仕活動と一緒に、コミュニケーションの場としている。スマホ・Wi-Fiについては、子どもの要求が高く、今年度から検討委員会を設置して検討している。生活習慣の確立は、子どもの退所後の力となる。年齢に応じたリービングケアの必要性もある。生活ルールを子どもとともに考え見直し、子どもが社会生活を送る上での必要な知識や技術を精査して、子どもが主体的に習得できるように支援していくことを期待したい。</p>	b

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

b

【判断した理由・特記事項等】

栄養士・調理員は共に直接雇用した職員で、食材の中から献立以外のメニューやデザートを提供するなど柔軟に対応している。月に2回の「お好みメニュー」では、副食の種類や味付けを選択できる。子ども会活動で釣りに出かけ、釣ったワカサギや鯖が夕食の献立になったり、学校で栽培した野菜を調理する場合もある。幼児用には薄い味付けで、刻み食を配食をしている。また、子どもが体調不良の際には、消化の良い食べ物や果物のほか、食べたいものを聞いて提供している。食物アレルギーについては入所時に児童相談所から情報を得ているが、入所後に発症した場合は検査を行い対応している。各デイルームには台所と簡単な調理器具が用意され、子どもはおやつ作りを楽しむ機会もある。新型コロナ感染防止のため、現在、おかわりは拳手制となっている。おかわりがしたくても拳手に躊躇する子には職員が声掛けをしているが、感染症対策中でも、美味しく楽しく食事ができるような工夫が期待される。

(3) 衣生活

①

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【判断した理由・特記事項等】

衣類は年2回、季節が変わる前に近隣の大型店へ担当職員単位で子どもと買い物へ出かけている。出かけるは小学生以上で、お店では自己選択している。幼児用は職員がその子にあった服を選んでいる。子どもは、買い物前にファッション雑誌などで好みの洋服の情報を収集し、職員に感想を求めたり、店舗を決めたりしている。また通信販売も利用し、高校生にはインターネットでの経験をさせている。成長が著しい場合は、定期のほか都度の購入をしている。職員が行う衣服の修繕やアイロンがけを見て、興味を持つ子は一緒に行っている。中学生以上は個々に洗濯をしているが、パジャマや寝具の洗濯は職員が行っている。衣服のボタン付け、寝具も含めた洗濯、季節の衣替えなど年齢に合わせた衣習慣の取得ができるよう、支援が期待される。

(4) 住生活

①

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【判断した理由・特記事項等】

男女の各棟には年齢層に応じて少人数で利用できる複数のデイルームがあり、キッチンが設置されている。デイルームは冷蔵庫や調理器具、テレビが設置され、休憩スペースは床が一段高く寛ぎやすい。冬季は「床暖」が随所に施されて足元から和める。空調の強制換気設備は、新型コロナ対策にもなっている。高校生を対象にした小規模ユニットは、オール電化で安全に配慮されている。清掃は、共用部分も含めて子どもが当番制で行い、必要時には職員がフォローして、施設内の美化に努めている。2020年度の在籍者は7割近くが中高生で相部屋が基本となっており、配慮を必要とする子どもやタイムアウトの部屋の確保に職員は苦慮している。自傷や事故防止のため、居室ドアの窓ガラスから内が確認できるように、死角を減らした家具の配置となっている。相部屋であっても、子どものプライベートな空間の確保への工夫が期待される。

(5) 健康と安全

①

A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【判断した理由・特記事項等】

日常的な子どもの健康管理は、職員が子どもの心身の状況を細かく観察して、必要時には看護師に引き継いでいる。また、精神的に不安定な様子が見られた時は、職員間でより注意を払っている。通院状況や服薬情報は、看護師から通院日翌朝の打ち合わせ時に報告があり、不参加の職員も出勤時に内容を必ず確認することになっている。町内の嘱託医による健康診断や歯科検診を定期的に受診しており、記録が保管されている。精神科は、町外の医療機関への通院となるため、担当医の診察曜日に合わせて子どもを3グループに分け、担当職員と心理士が同行している。急病やケガには町立の診療所で救急対応ができています。

(6) 性に関する教育

- ① A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【判断した理由・特記事項等】

施設という集団生活の中で、年齢に応じた性教育を検討すべく2年前の2019年に性教育委員会を設置した。委員会は看護師、心理職、ユニット別の担当職員で構成され、毎月の会議内容は他職員にも回覧される。毎年1回、CAPプログラム（子どもの人権教育プログラム）を実施しているが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため中止した。今後は、より効果的なプログラムを目指し、年齢や発達状況に応じた小グループの実施が検討されている。また、子どもから頻りに問いかげがある「男女交際」については職員会議で都度話し合わせ、丁寧に回答されている。性教育はいのちの教育の一環でもある。子どもが生き立ちを受け止める機会や、日常生活を通して性について正しい知識を伝えることで、自身や他者のいのちの尊重や、他者を思いやる心を育む。このようなことは、「危機管理マニュアル」に、子どもと職員の信頼関係の構築や性教育プログラムの充実が性的問題行動の事故防止策として言及されている。より具体的な実践に期待したい。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

小中学校とは年に2回の連絡協議会のほか、気軽に授業参観に行けるなど積極的に関係性を築いており、子どもの問題行動が起きた時には協力して対応している。施設内で、子ども間の暴力やいじめなどが発生した際にはタイムアウトを行い、一人ひとりと十分な話し合いを重ねている。経過や対応はケース会議で報告されている。子どもがモノにあたって発散する場面もあるが、備品が壊れたり、自分がケガをしないように他の方法を勧めている。職員間で事例の経過は共有されているが、より適切な対応のために「危機管理マニュアル」へ具体的な対処方法の記載が期待される。

- ② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

子ども間の暴力、いじめ、差別については、いけない事と子ども達に日頃から繰り返し伝えていく。伝え方も子どもにもストレスがかからないように言葉を選んで諭している。問題行動の多い子どもには日頃から傾聴に努めている。児童相談所や学校との情報共有のほか、事前察知がある時は、保育士・指導員・サポート職員で連携を取り、より注意深く接している。職員は、仲間の中に入れていない子どもへきっかけを作るなど、いじめや差別が生じないよう生活場面に介入している。今後は、更に施設全体として、職員から他者に対する配慮や人権に関する意識を子どもへ広めることが期待される。

(8) 心理的ケア

- ① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

常勤の心理士を1名配置している。心理的ケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づいた支援を行い、報告書が記載されている。年度の途中に入所して必要な場合でも心理的ケアを受けている。所定の心理的ケアの計画書作成人数に該当しない子どもでも、暴力や性的問題行動が起きた際には心理士が関わっている。ケース会議、児童相談所との協議には心理士の参加がある。また精神科への通院に同行し、受けた助言を支援へつなげている。担当職員が子どもと面談する時の話し方や言葉の選び方を伝え、ポジティブな面談になるようにアドバイスしている。外部研修の伝達研修は実施しているが、心理職が講師となる内部研修は行われていない。心理的支援の重要性から職員研修やスーパービジョンの実施が期待される。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

- ① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

入所以前から不登校の子も多く、学校の授業についていけないという課題があった。3年前の2018年から施設内で週2回、民間の学習塾を開講している。学年で躓いた学習から始めることができ、学力に応じた支援環境が提供されている。進学を希望する中高生は寿都町の公設民営塾に通っている。大学進学を希望する子どもも増えるなど、学習の効果は出ている。小中学校とは年2回、高校とは毎月、連絡協議会を開きクラス担任、学年担任と子どもの生活・学習の両面での情報を共有している。職員は日々の宿題を教えながら、テスト時には一人ひとりに目標を持たせて意欲を引き出すよう支援している。

	<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>進路の選択は、高校受験を機に子どもへ職員が助言している。施設から殆どの子どもが進学する寿都高校では、進路ガイダンスに力を入れており、職業の内容や必要な資格、将来性など詳細な情報提供がある。施設では、措置延長制度や進学のための奨学金、民間企業の支援プログラムや生活支援情報を、高校生になった子どもに伝えている。進学や就職した卒園生が、自身の生活を在園生に話す機会があり、子どもの進路の参考となっている。また、高校を中途退学した子どもへは、アルバイトで自信をつけさせ、再度高校通信課程を受講するまで、高卒認定試験や編入制度、措置延長など様々な情報を提供して進路変更後の支援も行っている。</p>		
	<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>施設は街沿いにあり、近くには会社や商店などが数多くある。中学生は朝夕の新聞配達とチラシ折り、高校生はコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、温泉の食堂やホテルなど職種も様々で、子どもたちは希望する職場で働いている。地域は若い働き手が少なく、施設には雇用主から直接の依頼がきている。職員はアルバイト先への送迎や計画的な金銭の使い方を教えている。高校の許可制によってアルバイトできない子どもには、長期の休みを利用して職場体験をさせている。子どもは職場や実習の場で、社会のルールを実感していく。かつては新聞配達程度だったところを、施設は社会経験の拡大のため地域へ働きかけている。</p>		
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
	<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>家庭へは定期的に潮風（学園だより）、成績表、行事予定表を送っている。保護者からの要望があれば七五三や入学式の写真などを送付している。保護者との外出や一時帰省は児童相談所と相談して実施している。保護者が運動会などの学校行事に参加する日は、施設の面会室が混雑するため調整をしている。道内各地から入所しているので事情によっては、一時帰省時に職員が家族の家まで車で送迎する場合もある。送迎の機会を利用して、家族とコミュニケーションをとり、家庭の様子を伺っている。保護者対応は家庭支援専門相談員が子どもの担当と連携をとっているが、役割は明確となっていない。施設のファミリーソーシャルワーク機能の充実が期待される。</p>		
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>		
	<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p>		
<p>親子生活訓練室は1部屋で、台所や浴室・トイレが整備され、宿泊も可能となっている。居住地が遠方の保護者も多いため、学校行事等で来園が重なる場合は、訓練室の利用を調整している。面会の際には、2か所の面会室と心理療養室も使用可能となっている。施設では、子どもがバレンタインデーで作ったチョコレートを保護者へ贈ったり、子どもの頑張りを都度伝えて、わが子へ目を向けてもらうように努めている。子どもからの手紙や電話のアプローチが来ることを保護者が負担に思うこともある。職員は、子どもと保護者の程よい距離感を探りながら、親子関係の再構築のタイミングを見極めている。保護者が遠方の場合、児童相談所に家庭訪問をしてもらうなど、協力を得ている。「家庭復帰等支援記録」には保護者との連絡内容や支援記録が記載されているが、家庭支援専門相談員の関わりが明確となっていない。親子関係の再構築には、家族支援も重要となるため、家庭支援専門相談員を中心とした積極的な支援が期待される。</p>		